

工事の一時中止ガイドライン

令和2年9月

北海道農政部農村振興局事業調整課

目 次

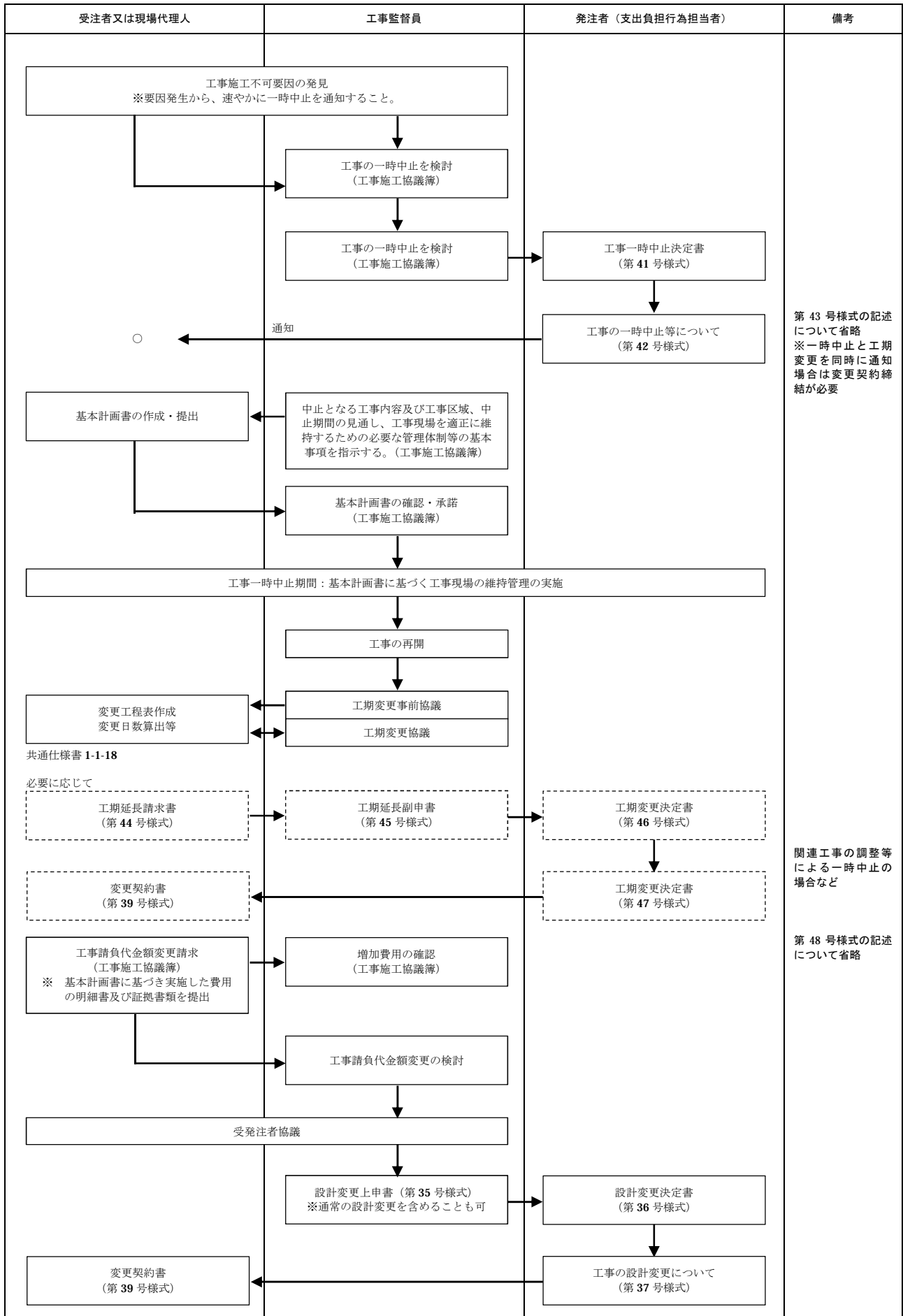
1	目的P 1
2	工事の一時中止に係る基本フローP 2
3	発注者の中止指示義務P 3
4	一時中止の通知P 5
5	基本計画書の作成・提出P 6
6	一時中止期間中の監理技術者等の取扱いP 7
7	請負代金額又は工期の変更P 8
8	増加費用の考え方P 9
	(1) 増加費用の算定P 9
	(2) 工事一時中止のケースP 10

1 目的

このガイドラインは、受発注者の共通認識のもとで「工事の一時中止」が円滑に運用されるよう、とりまとめたものです。

- (1) 道営事業で発注する工事については、適正な工期の設定や現場条件の明示等により円滑な実施に努めているが、契約締結後における自然的・人為的な事象や地元調整・各種協議の状況等により、準備工・施工に着手することができない事態や、工事の施工途中で中断を余儀なくされる事態が生じることがある。
- (2) このような事態が受注者の責めに帰することができない事由により生じた時は、受注者に不用品な現場管理費支出や技術者配置が生じることのないよう、工事請負契約書第 19 条（工事の中止）に基づき、工事の施工を一時中止する必要がある。
- (3) 本ガイドラインは、工事請負契約書第 19 条（工事の中止）に基づく工事の一時中止の適用が、受発注者の共通認識のもとで円滑に運用されるよう、その考え方や手続き方法等についてとりまとめたものである。
- (4) 今後、運用の過程において適宜見直しを行うこととしている。

2 工事の一時中止に係る基本フロー



3 発注者の中止指示義務

受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工することができないと認められる場合には、発注者は工事の一時中止を通知しなければならない。

【工事請負契約書】

(工事の中止)

第 19 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事事物的等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

(3 項は省略)

【工事の中止の例】

工事用地等の確保ができない等の場合

- (1) 工事用地等の確保ができず、施工ができない場合
- (2) 設計図書と実際の施工条件の不一致又は設計図書の不備等が発見され、施工を続けることが不可能となる場合（工法や仮設計画の見直しのための工事の中断を含む）など

自然的又は人為的な事象による場合

- (1) 文化財調査、反対運動等の外的要因により、施工ができない場合
工事現場の状態の変動は、地形等の物理的な変動だけでなく、反対運動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる。
- (2) 特記仕様書に明示した施工時期等の期日を遅延したため、施工ができない場合
 - 1) 関連工事の開始又は完了の時期の遅延
 - 2) 関係機関との協議完了時期の遅延

【留意事項】

- (1) 一時中止を通知する場合は、「施工できないと認められる状態」となっていることが客観的に認められる場合を意味する。従って、工事工程への影響の有無に関わらず、客観的に「施工できないと認められる状態」にある場合は、発注者は工事の一時中止を通知しなければならない。
なお、一時中止の通知は、施工できないと認められる状態となってから速やかに行うことを原則とする。
- (2) 上記の状態となった場合、発注者が工事の一時中止を通知しなければ、受注者は不当な費用等の負担を強いられることになるため、施工できないと認められるときは、発注者は速やかに一時中止の手続きを行うことが重要となる。
- (3) 発注者は、工事の施工に支障を及ぼすことのないよう、工事開始前までに土地等の取得等に係る用地事務を完了しておく必要がある。一方で、工事施工中の条件変更等に伴い、追加用地や借地期間の延長等の必要が生じ、その対応に時間を要することで、工事が施工できない状態となることがある。この場合、発注者は工事の一時中止を通知しなければならない。
また、工事期間内に当該契約工事に係る追加調査等実施し、設計にて工法検討等を行う必要が生じ、工事が施工できない状態となる場合があるが、この場合においても、受注者自らによる当該調査・設計作業の実施有無に関わらず、工事の一時中止を通知しなければならない。
また、このように客観的に「施工できないと認められる状態」にある場合は、工事が施工できないと認められる状態の範囲（一部か全部か）及び受注者による調査となる。
設計作業の有無に関わらず、工事の全部または一部の一時中止を通知しなければならない。

- (4) 発注者が一時中止を検討する時点においては、中止期間の見通しが確定的でない場合があるが、当面は、中止期間が2週間を越えることが見込まれることを目安として一時中止の通知を行うものとする。

なお、中止期間が2週間以内と見込まれる場合であっても、現場の状況、受注者からの要請等を踏まえて必要と判断される場合は、一時中止の通知を行うものとする。

4 一時中止の通知

工事を一時中止する場合、発注者は書面をもってその中止内容を通知しなければならない。

【農業土木工事共通仕様書】

1-1-16 工事の一時中止

1. 発注者は、(中略)受注者に対してあらかじめ書面により通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができるものとする。

【工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について】(令和2年9月25日付け事調第832号)

3 工事を一時中止させる場合の指示等

発注者は、工事を中止させる場合においては、中止の対象となる工事内容、工事区域及び中止期間の見通し等を受注者に通知するとともに、工事現場を適正に維持管理するために最小限必要な管理体制等を指示するものとする。

【留意事項】

- (1) 一時中止を通知する時点では、中止期間の見通しが確定的ではないことが多いが、発注者は工事中止の原因となっている事案の解決に向けて、現実的な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- (2) 施工を一時中止している工事について、一時中止の事象がなくなり受注者が工事現場に入り施工を開始できると認められる状態になった場合は、発注者は工事の再開を通知しなければならない。
- (3) このことから「中止期間」は、発注者が一時中止を通知したときから、工事の再開を通知したときまでとなる。

5 基本計画書の作成・提出

受注者は、中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を作成し、発注者に提出し、承諾を得なければならない。

【農業土木工事共通仕様書】

1-1-16 工事の一時中止（1項～2項は省略）

3. 前1項及び前2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を工事監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。

【基本計画書の記載内容（例）】

- (1) 中止指示時点における確認事項
 - ・工事の出来形
 - ・従業員（下請従業員を含む）の体制及び労務者数
 - ・搬入済の材料及び建設機械器具
 - ・設置済の仮設備等
- (2) 中止に伴う工事現場の体制の縮小計画
 - ・従業員及び労務者の配置転換
 - ・建設機械器具等の配置転換
 - ・搬入済み材料の他工事への転用運搬
- (3) 中止期間における工事現場の維持管理計画
 - ・従業員及び労務者の体制
 - ・搬入済み材料の保管
 - ・現場点検の実施方法
 - ・天災等緊急時の対応、連絡体制
 - ・中止期間中の実施作業
 - ・中止期間中に現場存置が必要な建設機械器具・施設、その目的等
 - ・中止期間中に運転が必要な建設機械器具・施設、その目的等
- (4) 工事の再開準備計画
 - ・従業員及び労務者の体制
 - ・建設資機材の調達
- (5) 工事一時中止に伴う増加費用等の概算金額及び算定根拠

【留意事項】

- (1) 「基本計画書」は、一時中止期間中の工事現場の維持管理計画、再開準備計画、一時中止に伴い発生する増加費用等について、一時中止を通知した時点において受発注者間で確認することで、受発注者間の認識の相違が生じることがないように作成するもの。
- (2) 工事着手前における施工計画の作成及び測量等の準備工期間中であっても、工事現場の維持・管理は必要になるため、受注者は基本計画書を作成しなければならない。
- (3) 「基本計画書」の記載内容の留意点は以下のとおり。
 - ・再開準備計画については、一時中止期間の見通しが明確でない場合は、工事を円滑に再開できるように講じる方策、体制の確保について記載する。
 - ・基本計画書に記載する増加費用等の概算金額は目安金額であり、最終的な金額とは異なる。
- (4) 基本計画書の提出後、一時中止期間の変更や工事内容の変更など、基本計画書の内容に変更が生じる場合は、変更基本計画書を発注者に提出する。
 - ・基本計画書の内容に変更が生じる場合は、変更内容を受発注者間で協議調整し、調整結果を工事打合せ簿で確認するとともに、受注者は変更基本計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

6 一時中止期間中の監理技術者等の取扱い

工事の一時中止に伴い工期が延長された場合は、監理技術者等の途中交代が認められる。また、一時中止期間中は、監理技術者等の工事現場への専任を要しない。
受注者は、工事用地等を善良に管理する義務を負う。

(1) 一時中止期間における配置技術者の取扱い

【監理技術者制度運用マニュアル】

(平成 16 年 3 月 1 日付け国土交通省総合政策局建設業課長通知)

2-2 監理技術者等の設置 ((1)～(3)は省略)

(4) 監理技術者等の途中交代

監理技術者等の工期途中での交代は、(中略) 真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

①受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

3 監理技術者等の工事現場における専任 ((1)は省略)

(2) 監理技術者等の専任期間

契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録簿等の書面により明確となっていることが必要である。(①は省略)

②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

【留意事項】

監理技術者等の途中交代は、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じて一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

(2) 管理責任

【工事請負契約書】

第 15 条 (工事用地の確保) (1 項は省略)

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

【農業土木工事共通仕様書】

1-1-16 工事の一時中止 (1 項～2 項は省略)

3. (中略) また、受注者は工事の再開に備え、工事現場を保全しなければならない。

【留意事項】

受注者は、工事用地等を善良に管理する義務があるため、基本計画書において、中止期間の工事現場の維持管理計画を記載する必要がある。

7 請負代金額又は工期の変更

工事の一時中止に伴う増加費用等や工期の延長期間は、適切に契約変更に反映する必要がある。

【工事請負契約書】

(工事の中止)

第 19 条 (1 項～2 項は省略)

3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【留意事項】(請負代金額の変更)

- (1) 発注者は、工事の施工を中止させた場合、一時中止に伴い必要となった増加費用について、必要な費用を負担しなければならない。
 - ・工事現場の維持に要する費用
 - ・工事現場の体制の縮小に要する費用
 - ・工事の再開準備に要する費用
 - ・工期延長等となる場合の費用
- (2) 「増加費用」の対象期間は、工事を一時中止した期間を基本とする。
- (3) 「増加費用」は、工事請負契約書第 17 条(条件変更等)に基づく設計図書の変更又は条件変更等に係る請負代金額の変更とは区別して算定する。

【留意事項】(工期の変更)

- (1) 工事の一時中止に伴う工期の延長期間は、原則、工事を一時中止した期間とすることが妥当と考えられるが、地震、災害等の場合は、取片付け期間や復旧期間に長期を要する場合があり、取片付け期間や復旧に要した期間を含めて工期延長することも可能である。

8 増加費用の考え方

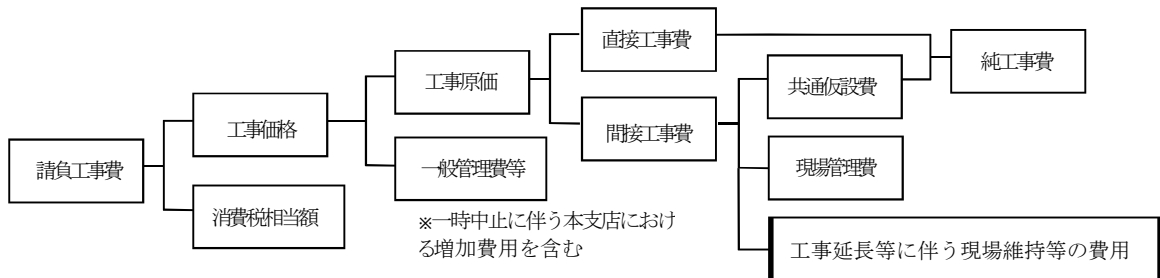
増加費用は、受注者が基本計画書に従って工事現場等の維持等を実施したことで必要となった費用の明細書及び根拠資料等を基に受発注者が協議して算定する。

(1) 増加費用の算定

増加費用は、【工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について】(令和2年9月25日付け事調第832号) 別紙「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」により算定する。

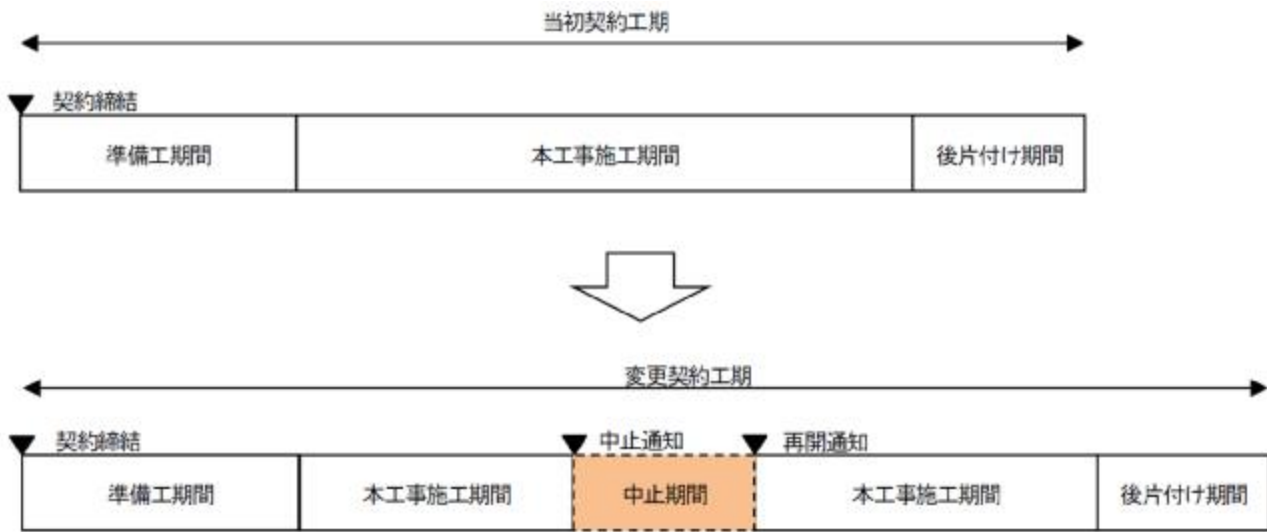
【留意事項】

- 1) 増加費用は、「工事一時中止に伴う増加費用等」として原契約の費用とは区分して計上する。
- 2) 工事延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



- 3) 増加費用の算定は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。
- 4) 作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しないものとするが、必要な作業員を確保しておくべき特別な事情（トンネル、潜函等の特殊な工事）があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合はその費用を計上する。
- 5) 工事現場に存置する必要がある建設機械及び仮設材等に係る費用の算定に当たっては、円滑な工事再開が図られるよう、搬出費及び再搬入費との比較のほか、当該地域における資機材の需給状況等に留意する必要がある。

- (2) 工事一時中止のケース
 1) 工事施工中に中止した場合



【留意事項】

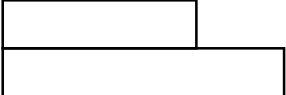
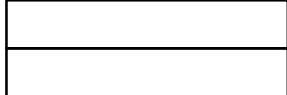
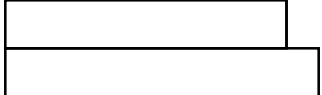

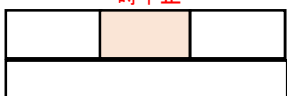
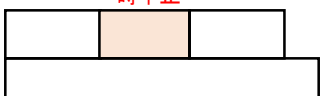
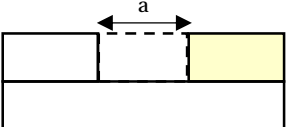
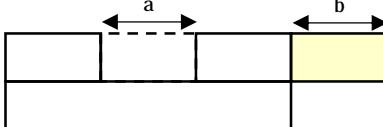
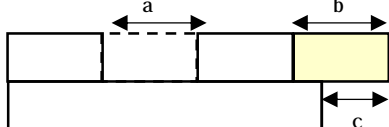
- 1) 発注者は、工事の施工中に受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、工事の一時中止を受注者に通知しなければならない。
- 2) 受注者は発注者と協議の上、工事現場の維持管理に関する基本事項を記載した基本計画書を作成し、発注者に提出し、承諾を得なければならない。
- 3) 増加費用の協議対象期間は、工事内容及び工事一時中止の状況等に応じて、適切に判断する必要がある。(次頁参照)

増加費用の主な費目

増加費用の主な費目	対象期間
現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）	中止期間
現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等 （中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）	中止期間
営繕施設等費用※（現場事務所）	中止期間
機械経費・仮設物損料※（中止期間現場存置）	中止期間

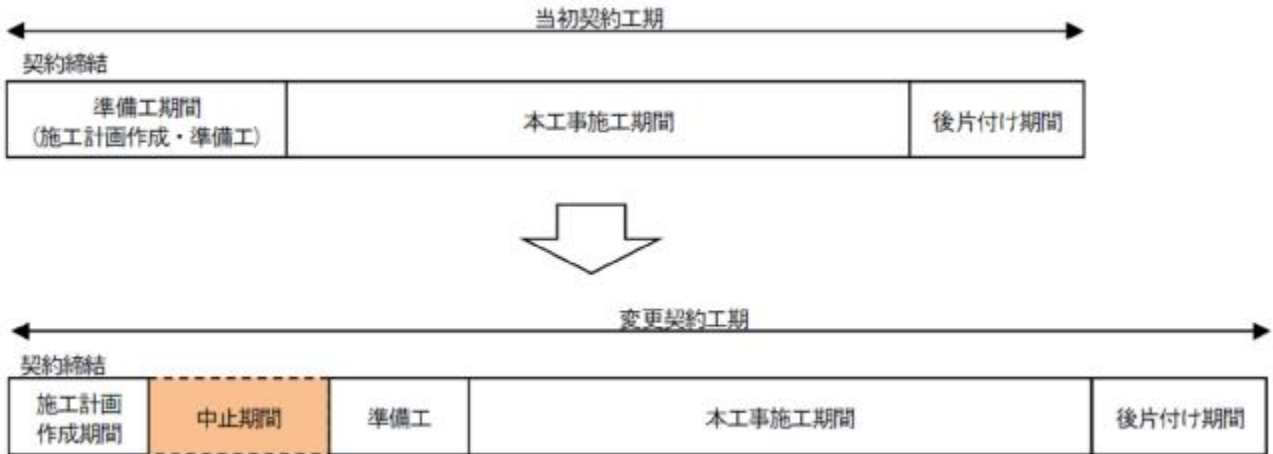
※ 中止期間中に一時撤去等する場合は、それに伴う撤去・運搬・再設置等の費用が対象となる。

増加費用の協議対象期間

ケース	ケース①	ケース②	ケース③																														
	工事を一時中止したが 工期日数の延期が生じない場合	工事の一時中止により 工期日数の延期が生じた場合	工事の一時中止により 工期日数の延期が生じた場合																														
当初工期	主な工種  その他工種	主な工種  その他工種	主な工種  その他工種																														
一時中止の指示	主な工種  その他工種	主な工種  その他工種	主な工種  その他工種																														
増加費用の協議対象期間の考え方	 a : 一時中止期間	 a : 一時中止期間 b : 一時中止に伴う工程（工期）延長期間	 a : 一時中止期間 b : 一時中止に伴う工程（工期）延長期間 c : 一時中止に伴う工期延期期間																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>増加費用の主な費目</th> <th>対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>営繕施設等費用※（現場事務所）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>機械経費・仮設物損料※（中止期間現場存置）</td> <td>a</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 中止期間中に一時撤去等する場合は、それに伴う撤去・運搬・再設置等の費用が対象となる。</p>	増加費用の主な費目	対象期間	現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）	—	現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）	a	営繕施設等費用※（現場事務所）	—	機械経費・仮設物損料※（中止期間現場存置）	a	<table border="1"> <thead> <tr> <th>増加費用の主な費目</th> <th>対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>営繕施設等費用※（現場事務所）</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>機械経費・仮設物損料※（中止期間現場存置）</td> <td>a</td> </tr> </tbody> </table>	増加費用の主な費目	対象期間	現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）	b	現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）	a	営繕施設等費用※（現場事務所）	b	機械経費・仮設物損料※（中止期間現場存置）	a	<table border="1"> <thead> <tr> <th>増加費用の主な費目</th> <th>対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>営繕施設等費用※（現場事務所）</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>機械経費・仮設物損料※（中止期間現場存置）</td> <td>a</td> </tr> </tbody> </table>	増加費用の主な費目	対象期間	現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）	c	現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）	a	営繕施設等費用※（現場事務所）	c	機械経費・仮設物損料※（中止期間現場存置）	a
増加費用の主な費目	対象期間																																
現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）	—																																
現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）	a																																
営繕施設等費用※（現場事務所）	—																																
機械経費・仮設物損料※（中止期間現場存置）	a																																
増加費用の主な費目	対象期間																																
現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）	b																																
現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）	a																																
営繕施設等費用※（現場事務所）	b																																
機械経費・仮設物損料※（中止期間現場存置）	a																																
増加費用の主な費目	対象期間																																
現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）	c																																
現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）	a																																
営繕施設等費用※（現場事務所）	c																																
機械経費・仮設物損料※（中止期間現場存置）	a																																

※上表は、標準的なケースを例示したものであるため、各工事等の状況に応じて適用の判断を行うものとする。

2) 契約後準備工着手前に中止した場合



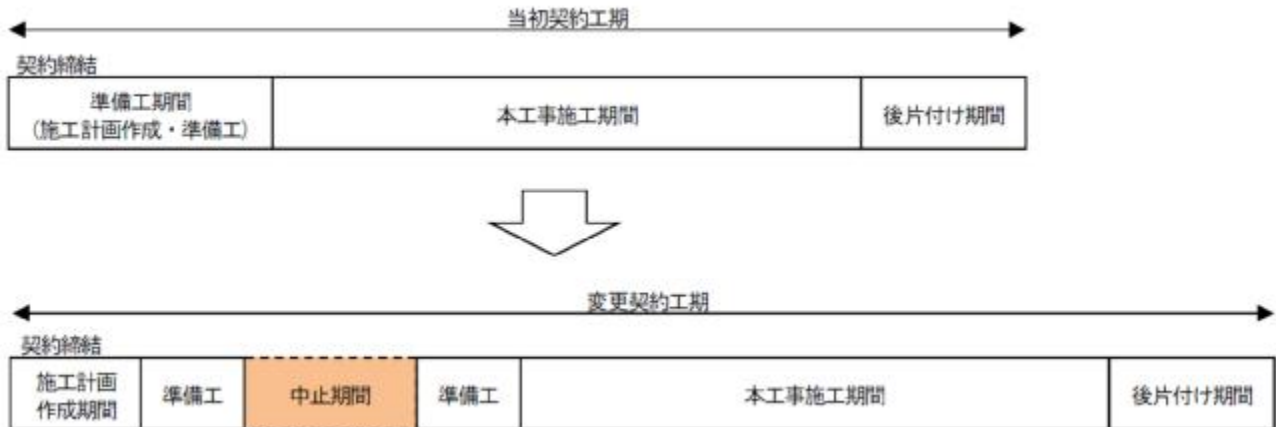
【留意事項】

- ① 契約後準備工着手前とは、契約締結後で現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で、測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ② 発注者は、契約後準備工着手前に準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知しなければならない。
- ③ 準備工の着手前ではあるが、受注者は工事請負契約書第 15 条 2 項に基づき工事用地等の管理を行う必要がある。
- ④ このことから、受注者は発注者と協議の上、工事現場の維持管理に関する基本事項を記載した基本計画書を作成し、発注者に提出し、承諾を得なければならない。
- ⑤ 増加費用は、工事用地等の維持管理に要する費用及び現場管理費（現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。

増加費用の主な費目

増加費用の主な費目	対象期間
現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）	なし
現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）	なし
営繕施設等費用（現場事務所）	なし
機械経費・仮設物損料（中止期間現場存置）	なし

3) 準備工期間に中止した場合



【留意事項】

- ① 現場事務所・工事看板の設置や測量等を行う準備工の期間中において、発注者が本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知しなければならない。
- ② 受注者は発注者と協議の上、工事現場の維持管理に関する基本事項を記載した基本計画書を作成し、発注者に提出し、承諾を得なければならない。
- ③ 増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所等の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。

増加費用の主な費目

増加費用の主な費目	対象期間
現場への常駐が義務化されている現場従業員給与（現場代理人等）	中止期間
現場への常駐が義務化されていない現場従業員給与等（中止期間の現場への常駐を発注者が必要と判断した場合）	なし
営繕施設等費用※（現場事務所）	中止期間
機械経費・仮設物損料※（中止期間現場存置）	中止期間

※ 中止期間中に一時撤去等する場合は、それに伴う撤去・運搬・再設置等の費用が対象となる。